

条例等立案表

題 名			
徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則			
		課（室）名	医療政策課
		担当者名	東 條 淳
		電話番号	二 一 九 五
制定理由			
多様な人材を確保することにより、安定的に看護職を県内医療機関等へ送り出し、もって本県地域医療を支えるため、准看護学科の入学試験について所要の改正を行う必要がある。			
あらまし			
一 准看護学科の学科試験を免除する対象に、徳島県立総合看護学校長が定める要件を満たす者を加えることとした。			
二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。			
予算上の措置			
関係法規			
法規審議委員会 要 ・ 否			

徳島県規則第 号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号を次のように改める。

一 学校教育法第五十七条又は、第九十条第一項に該当する者であることを証する書類
第七条第四項の次に次の一項を加える。

五 第二項の規定にかかわらず、准看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、学校長が定める要件を満たす者については、学科試験を免除するものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改正案	現行
(入学試験等) 第七条 学校長は、前条各項の書類を提出した者について入学試験を行う。 2 前項の入学試験は、次に掲げる方法により行う。 一 学科試験 二 人物考査 3・4 (略) 5 第二項の規定にかかわらず、<u>准看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、学校長が定める要件を満たすものについては、学科試験の全部を免除するものとする。</u>	(入学試験等) 第七条 学校長は、前条各項の書類を提出した者について入学試験を行う。 2 前項の入学試験は、次に掲げる方法により行う。 一 学科試験 二 人物考査 3・4 (略) (新設)